

議案第24号

つくば市水道事業設置等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市水道事業設置等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

つくば市水道事業設置等条例の一部を改正する条例（令和元年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の改正規定中「182,300人」を「268,000人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## つくば市水道事業設置等条例の一部を改正する条例（令和元年つくば市条例第15号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。</p> <p>2 水道事業の経営の規模は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給水人口は、<u>268,000人</u>とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。</p> <p>2 水道事業の経営の規模は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給水人口は、<u>182,300人</u>とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(以下略)</p>